

「第43回指定都市市長会議」及び「第31回総務大臣と指定都市市長との懇談会」の開催結果について

指定都市市長会（会長：林 文子 横浜市長）は、平成29年7月11日（火）に東京都内において、「第43回指定都市市長会議」を開催し、以下の要請等を採択しました。

また、「第31回総務大臣と指定都市市長との懇談会」を開催し、高市早苗総務大臣に対して要請を行いました。

《採択した要請等》

（1）総務大臣への要請

- ① 地方分権改革の推進と多様な大都市制度の早期実現
- ② 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- ③ 大都市税源の拡充強化
- ④ 大規模災害に備えた体制作りについて
- ⑤ 地方創生の一層の推進

（2）望まない妊娠／計画していない妊娠や出産で悩む人々への十分な対応をはかる体制整備に関する指定都市市長会要請

（3）「2025日本万国博覧会」の大阪・関西誘致を応援する指定都市市長会決議

（4）中小企業等への省エネ設備の普及促進に向けた指定都市市長会提言

（5）水素社会の早期実現に向けた指定都市市長会提言

（6）スマートコミュニティによるまちづくりに向けた指定都市市長会提言

※ 詳細は、別添資料をご覧ください。

問合せ先
担当：広域行政課
042-769-8248

総務大臣への要請

人口減少社会の中で、日本の将来にわたる成長力を確保し、一億総活躍社会を実現するためには、国と地方が一体となり、強力に取り組を進めていく必要がある。

特に「地方創生」は重要な政策であり、東京一極集中の是正や若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現に向けて、地方が創意工夫し、自らの魅力を発揮していくことが重要である。

また併せて、地方、地域の核である指定都市が能力を十分に発揮し、地方創生を推進していくためにも、基盤となる地方分権改革の推進と地方税財源の確保が不可欠である。

指定都市が日本をけん引するエンジンとなり、地方創生の実現、ひいては一億総活躍社会の実現に寄与できるよう、総務省におかれては、指定都市市長会の要請を真摯に受け止め、必要となる法整備等に積極的に取り組まれるよう強く要請する。

平成29年7月11日
指定都市市長会

1 地方分権改革の推進と多様な大都市制度の早期実現

現在、国と地方が一体となり取り組んでいる地方創生を推進するに当たっては、地域の核となり、東京一極集中に歯止めをかける都市の存在が重要である。

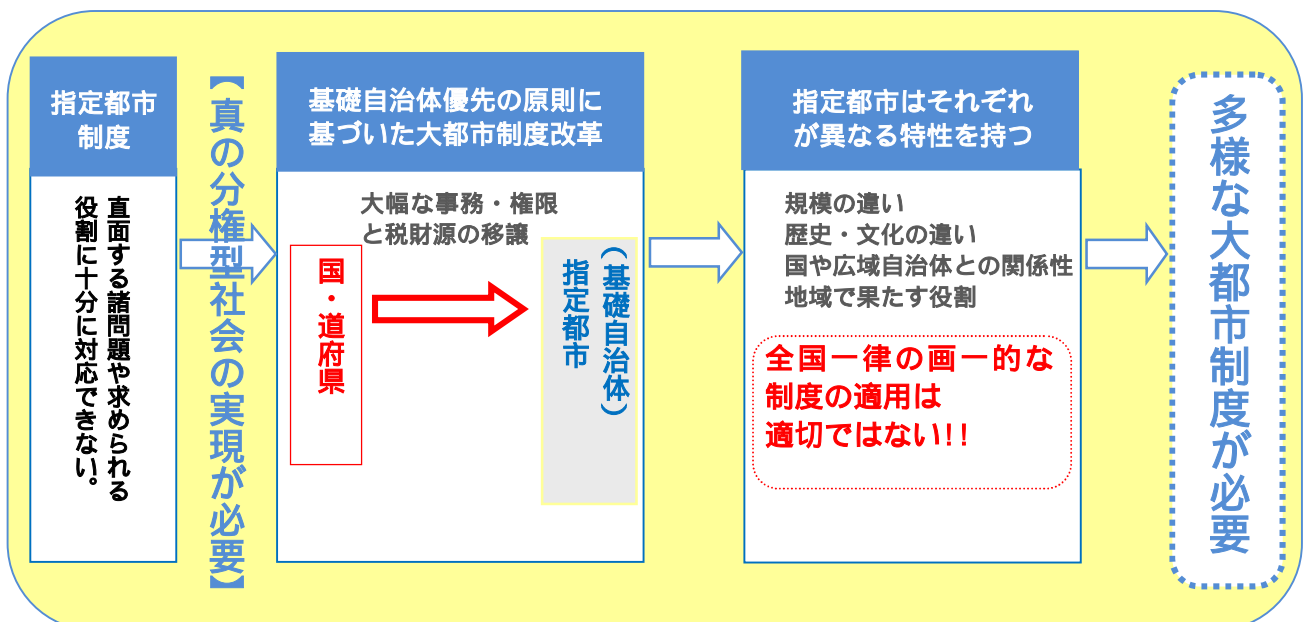
指定都市は、大都市としての人口・経済規模、集積する都市機能やノウハウ、高い発信力から、地域の核として、近隣市町村を含めた地域の活性化にこれまでも積極的に取り組んでいる。

また、指定都市は、都市規模や歴史・文化を始め、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市において、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組が行われている。

ついては、

- 指定都市が持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、「補完性・近接性」の原理に基づき、更なる事務・権限の移譲と、役割に見合った財源の拡充など、地方分権改革を推進すること。

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。



2 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

○2020年度の財政健全化目標の達成に当たり、国の歳出削減を目的として、地方固有の財源である地方交付税総額の一方的な削減は決して行わないこと。

○地方交付税総額については、歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

○地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

○なお、地方の保有する基金は、災害対策や社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は適切ではなく、基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

地方交付税等の削減状況

		平成15年度決定額	平成28年度決定額	削減額	削減率	臨時財政対策債の配分状況 (平成28年度決定額)
地方交付税 (人口一人当たり)	全国総額	1兆693億円	1兆7,003億円	1兆3,690億円	7.6%	
	市町村分	8兆908億円 (6.4万円)	7兆9,915億円 (6.3万円)	993億円	1.2%	
	指定都市総額	9,433億円 (3.4万円)	5,537億円 (2.0万円)	3,896億円	41.3%	
地方交付税+臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人当たり)	全国総額	2兆3,389億円	2兆4,883億円	3兆4,506億円	14.4%	
	市町村分	1兆256億円 (8.7万円)	9兆6,094億円 (7.6万円)	1兆4,162億円	12.8%	
	指定都市総額	1兆5,038億円 (5.6万円)	1兆449億円 (3.8万円)	4,589億円	30.5%	
基準財政需要額 (人口一人当たり)	全国総額	4兆787億円	4兆9兆6,095億円	2兆5,218億円	+5.4%	
	市町村分	2兆541億円 (19.7万円)	2兆5兆2,921億円 (19.9万円)	2,880億円	+1.2%	
	指定都市総額	5兆1,956億円 (18.9万円)	5兆1,953億円 (18.9万円)	3億円	0.0%	

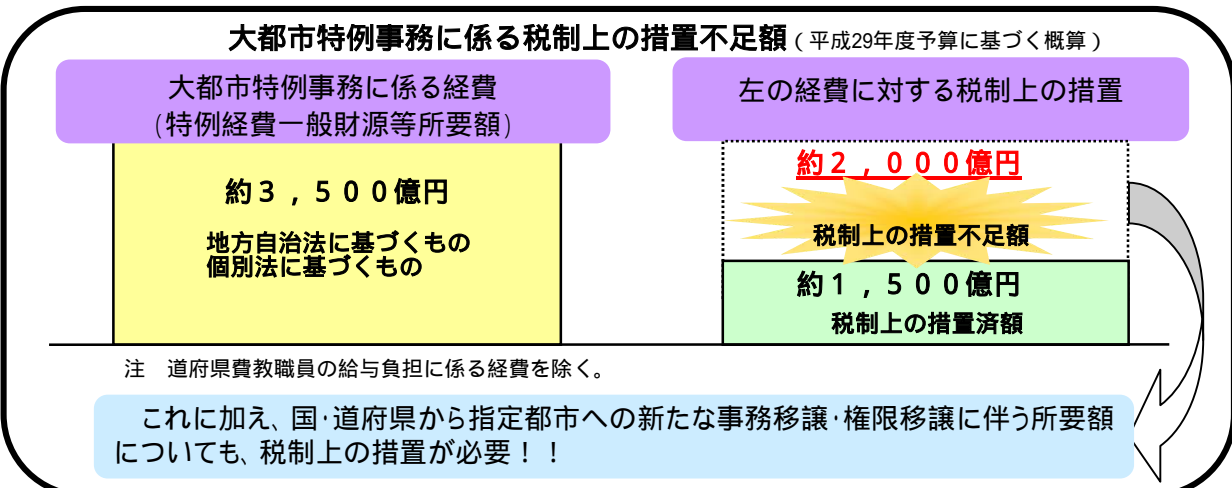
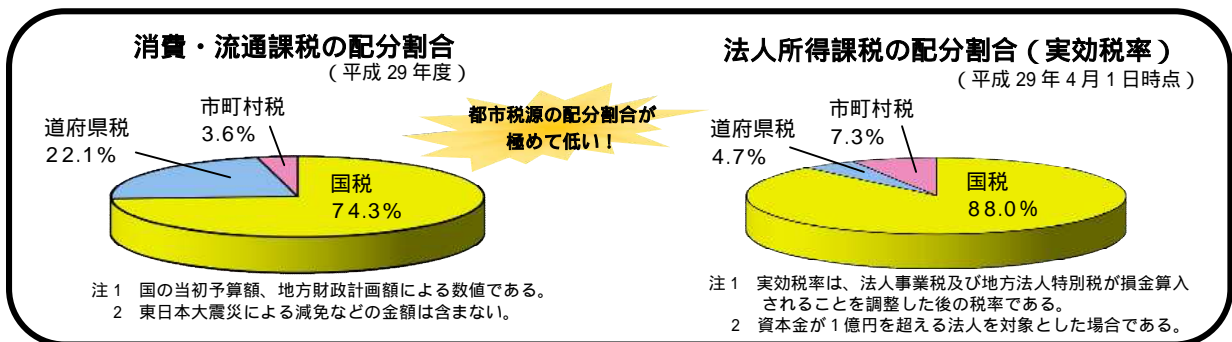
注1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。

2 地方交付税(全国総額・指定都市総額)のうち、平成28年度決定額には熊本地震及び東日本大震災関係分(推計)震災復興に係る特別交付税を除く。

3 大都市税源の拡充強化

- 指定都市が大都市特有の財政需要や大都市特例事務に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図ること。
- 真の分権型社会を実現していく中で、新たに国・道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源について、指定都市への税制上の措置を講ずること。
- 固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるため、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。特に、土地の負担調整措置について、平成30年度評価替えに合わせて、現行の商業地等の据置措置を廃止し、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

償却資産に対する固定資産税の制度は堅持すべきであり、国の経済対策などの観点からの見直しは行わないこと。なお、平成28年度税制改正において時限的に創設された特例措置については、期限の到来をもって確実に終了させ、対象範囲の拡大等は断じて行わないこと。



4 大規模災害に備えた体制作りについて

○今後起こりうる大規模災害に備え、「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会報告書」を踏まえ、被災市区町村への応援職員の派遣の仕組みを早期に制度化するとともに、円滑な運用が可能となるよう、国、都道府県、指定都市等による定期的な訓練を実施すること。

また、被災市区町村のマネジメントを支援する仕組みの構築に当たっては、人材の確保、育成が重要である。国や研究機関等で実施されている既存の研修制度等と整合性を取りながら、効果的な研修・訓練の実施及び具体的な実施細目の作成等を行い人材育成の機会を提供すること。

○併せて、災害の発生後に国の補正予算等による特別な財政措置を検討するのではなく、大規模災害時の応援職員の派遣等に要する費用に対する財政措置を制度化し、円滑な支援の実施を促進すること。

5 地方創生の一層の推進

○連携中枢都市圏構想については、連携中枢都市及び連携市町村が圏域全体の持続的発展につながる連携の取組を一層推進できるよう、現在、要綱に基づき運用されている制度を法制化するとともに、財政面も含めた支援を強化すること。

また、三大都市圏内に所在する都市にとっても、少子高齢化や社会資本老朽化への対応等は切実な課題であり、各都市が課題解決に向け、近隣市町村と連携して取組を進め、圏域全体で活性化を図っていく必要がある。そのため、地域の実情に合わせた市町村間の連携が進むよう、同構想の三大都市圏における対象要件を緩和すること。

連携中枢都市圏構想（総務省 HP より）



【連携中枢都市圏の要件】

① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

望まない妊娠/計画していない妊娠や出産で悩む人々への 十分な対応をはかる体制整備に関する指定都市市長会要請

熊本市の民間病院が平成19年度に開設した、匿名で子どもを預け入れる「このとりのゆりかご」(以下、「ゆりかご」という)には、平成28年度までの10年間に全国から130人(うち熊本県外89人)が、親が育てられない子どもとして預けられている。さらに、同病院には、妊娠に関する悩み相談が平成28年度だけでも6,565件(うち熊本県外4,436件)寄せられており、特に、直近の3年間は著しく増加している。このように、これまでに預け入れられた人数や相談件数からは、望まない妊娠/計画していない妊娠など様々な事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が多数存在していることが伺える。

また、「ゆりかご」は、遺棄された新生児の命を救いたいという思いから設置されたものであるが、「ゆりかご」への預け入れを前提とした自宅出産や長距離移動等により母子の生命に危険性が生じるという課題がある。

国においては、女性健康センターの全国的な整備や子育て世代包括支援センターの法定化を図るなどの妊娠や出産に悩む人々への支援を行っているが、相談者が身近なところで相談できる体制を整備することが、その後の適切な支援につながる。「ゆりかご」に係る事例でも、事前の相談により「預け入れ」が回避できた例もあることから、指定都市をはじめとした全国の自治体において、相談・支援体制を更に充実させる必要がある。

また、昨年度に改正された児童福祉法では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体と捉え、最善の利益を優先すべきことがより明確化された。しかし、この改正法の趣旨を踏まえると、「ゆりかご」に匿名で預け入れられることにより、その後の養育に様々な支障が生じることや、子どもが自らの出自を知る権利が損なわれること等の懸念がある。今後は、生まれてくる子どもの権利を保護しながら、いかに妊娠で悩む人々を救済していくか、双方の利益を考量しながら適切な社会制度を構築していく必要がある。

熊本県及び熊本市においても、「ゆりかご」開設当初から専門家による検証を行い、これまで3度にわたり報告を行っている。この報告では、「ゆりかご」が参考としたドイツの「赤ちゃんポスト」の状況に関し、『「赤ちゃんポスト」は嬰兒殺しの回避には繋がらないことから、ドイツの審議会から制度の廃止が勧告され、これを受け、合法的な内密出産制度の導入と、妊娠に関する相談体制の強化・拡充を目的とする「内密出産法」が2014年5月に施行されたこと』について言及しており、新たな法の整備を含め、あるべき制度の姿を検討していく必要がある。

このように、「ゆりかご」開設後の10年間で、明らかになってきた様々な課題は全国に共通したものであり、一地方自治体・一民間病院のみで解決できるものではない。

日本の社会において、妊娠や出産に係る全ての悩みが解消され、全ての子どもたちに祝福された生を与えられるよう、国の責務において次の事項を早期に実現するよう、指定都市市長会として強く要請する。

- 1．全国からの相談や預け入れが昼夜を問わず行われていることを踏まえ、望まない妊娠/計画していない妊娠・出産で悩む人々が相談しやすいよう、24時間365日対応の電話及びメール等相談窓口を国において整備し、その周知を行うこと。
- 2．指定都市をはじめとした自治体において、妊娠や出産に関する相談体制の整備・強化に向けた積極的な取り組みを推進することができるよう、相談体制の整備及び人材育成にかかる経費など十分な財政的支援を行うこと。
- 3．望まない妊娠/計画していない妊娠で悩む人々の救済と生まれてくる子ども
の権利の両立が図られるよう、諸外国で導入されている内密出産制度や類似
の制度に関する調査を行い、我が国に適した法制度の整備について速やかに
検討を開始すること。

平成29年7月11日
指定都市市長会

「2025日本万国博覧会」の大阪・関西誘致を応援する
指定都市市長会決議

我が国においては、アジアの国で初めて開催した1970年の大阪万博以降、1975年の沖縄海洋博、1985年のつくば科学万博、1990年の花の万博、2005年の愛知万博と、これまでに計5回の国際博覧会を開催し、世界各国の人たちが交流する場を提供するとともに、我が国の高い科学技術や優れた芸術を世界に向けて発信してきました。

現在、2025年の国際博覧会の候補地の選定が進められていますが、我が国を代表して大阪・関西が候補地に立候補しています。

ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2021関西などの世界的なスポーツイベントに続いて、大阪ベイエリアの人工島“夢洲”を舞台に大阪市で国際博覧会が開催されれば、国際社会における日本の存在感をより一層際立たせ、日本社会全体の活性化につながるものと期待されます。

また、大阪・関西には、世界に誇る研究機関や企業、多彩な歴史的・文化的資源が集積しており、これらを活かして、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げた国際博覧会を開催することは、世界の持続可能な発展に貢献するとともに、人類の未来に向けて大いなる夢と希望を与える絶好の機会となります。

「2025日本万国博覧会」の大阪・関西誘致の実現に向けて、指定都市市長会は、誘致活動を応援していきます。

平成29年7月11日
指定都市市長会

中小企業等への省エネ設備の普及促進に向けた指定都市市長会提言

2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組み「パリ協定」を踏まえ、国は「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、産業部門及び業務その他部門における徹底的なエネルギー管理の実施に当たって「中小企業等の排出削減設備導入を支援する」とした。

経済産業省の総合エネルギー調査会に設置された「省エネルギー小委員会」が平成29年1月に公表した中間とりまとめでは、「事業者による自主的な省エネ投資を通じて生産高当たりのエネルギー消費量が改善され、それが競争力の強化・収益拡大につながることで、さらなる省エネ投資が実現する好循環の創出を目指すべきである」とされている。

しかしながら、同委員会の取りまとめによれば、中小企業のうち、3割の事業者で現存設備の老朽化が進み事業推進上の問題と認識しているものの、初期投資コストが多大となる設備更新より、改修・補修により事業を継続する意向が強いとされている。

そこで、省エネへの取組を活性化させる仕組みづくりや施策を拡充し、中小企業の持続可能な経営基盤の強化と温室効果ガスの排出抑制を図るため、以下のとおり提言する。

- (1) 省エネ診断から診断後のフォローアップまで中小企業等における省エネに係る取組を総合的に支援する施策の拡充・拡大を図ること。
- (2) 老朽化した設備の更新が「省エネ」や「ランニングコストの削減」に大きな効果を生み、経営基盤の強化・安定化とともに温室効果ガス排出抑制につながることを、より一層啓発すること。

平成29年7月11日
指定都市市長会

水素社会の早期実現に向けた指定都市市長会提言

我が国のエネルギー供給は、海外資源に大きく依存し根本的な脆弱性を抱え、新興国のエネルギー需要拡大等によって資源価格は不安定化し、さらに世界の温室効果ガス排出量は増大し続けている。

こうした中、大幅な省エネルギー、エネルギーセキュリティの向上、環境負荷低減、災害時等における業務継続に大きく貢献する可能性がある「水素」の利活用について、新たな取組や取組の具体化を盛り込んだ「水素・燃料電池戦略ロードマップ」が2016年3月に改訂され、本年には、再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議の初会合が開催されるなど水素社会の実現に向け様々な取組が進められている。

しかしながら、水素ステーションは、4大都市圏を中心に整備が進められているものの十分ではなく圏域外の整備は特に進んでいない。さらに、ロードマップで示された家庭用燃料電池や燃料電池自動車の目標達成は困難な状況にある。また、再生可能エネルギーを活用した水素供給システムは、製品化されているものの、広く一般に普及しているとは言い難い。

そこで、水素供給インフラの全国的な整備を促進させるとともに、家庭用燃料電池及び燃料電池自動車の目標達成や、再生可能エネルギーを活用した水素供給システムの早期の普及に向けて、以下のとおり提言する。

- (1) 水素供給インフラの全国的な整備に向けて、補助対象の拡大など支援策のさらなる拡充を図ること。
- (2) ロードマップに示された家庭用燃料電池及び燃料電池自動車の目標達成に向けて、低価格化や、より一層の品質向上を図る施策を拡充すること。
- (3) 再生可能エネルギーを活用した水素供給システムの早期普及のために、同システムの開発を促進することで、小型化・低価格化を実現すること。

平成29年7月11日
指定都市市長会

スマートコミュニティによるまちづくりに向けた指定都市市長会提言

スマートコミュニティは、地球温暖化対策だけでなく、福祉や防災面等にも有効な新しい社会システムである。2016年12月に改訂された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」には、地球温暖化対策を地方創生の視点で捉えた「温室効果ガスの排出を削減する地域づくり」が政策として盛り込まれ、これを進めていくに当たっては、スマートコミュニティによるまちづくりが有効な手段の一つであるといえる。

しかしながら、スマートコミュニティ構築に向けては、その必要性や効果は認められているものの、各種機器・要素技術の開発コストやエネルギー融通を目的とした電力自営線・熱伝導管等のインフラ整備などに係る経費の回収が困難であることや、道路法や電気事業法などの法規制が厳しいこと、ノウハウを有するエネルギー事業者や建設事業者が地域に少ないことが課題となっている。

このため、ビジネスモデルが描けない、需要家のメリットや地域への波及効果が不明確などの理由により普及に時間を要している現状がある。

このような課題はあるが、我が国の将来に向けて、持続可能なスマートコミュニティの構築は必須であることから、技術や製品開発に事業者参入を促すインセンティブの強化・拡充や、地域特性に応じた取組を活性化させる産官学の連携を支援する枠組の創設に向けて、以下のとおり提言する。

- (1) コスト負担を要する各要素技術や省エネ・再エネ設備等の開発支援及び価格の低廉化を促す施策を拡充すること。
- (2) エネルギーの融通を行うための規制緩和策や、インフラ整備に対する支援及び、事業採算性を高める施策を各省庁横断により講ずること。
- (3) エネルギー事業者、研究機関、自治体などが課題の解決等のために、相談やビジネスマッチングができる場を創設すること。

平成29年7月11日
指定都市市長会